

報道機関 各位

記者発表資料
 平成19年11月30日(金)
 問い合わせ先：子育て企画課
 担当：並木 三男
 電話：829-1907
 内線：2950

妊婦健康診査費及び子育て支援医療費助成の強化・拡充について

1 目的

急速に進行する少子化への積極的な対応として、妊婦の健康診査費並びに乳幼児及び児童の医療費等についての助成を強化・拡充します。

妊娠から子育てまでの健康診査費及び医療費等の助成を一体化した新たな条例（さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例）を制定し、子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを推進します。

2 条例の内容

(1) 妊婦健康診査の公費負担を現在の2回から5回に拡大します。

(回数については、規則で定めます。)

項 目	現 行	新 制 度
妊婦一般健康診査	2 回	5 回
超音波検査(分娩予定日に35歳以上の妊婦)	1 回	1 回
H I V抗体検査(母子感染防止事業)	1 回	1 回

(2) 子育て支援医療費の助成

①小学校就学前の乳幼児について、所得制限を設けず、通院・入院にかかる一部負担金の全額と食事療養標準負担額の2分の1を助成します。

②小学校入学から中学校卒業までの児童について、所得制限を設けず、入院にかかる一部負担金の全額と食事療養標準負担額の2分の1を助成します。

項 目		現 行	新 制 度		
所 得 制 限		有	無		
対 象 児 童		就学前	就学前	小学生	中学生
助成内容	入院(一部負担金の額に食事療養標準額の2分の1を加算)	○	○	○	○
	通院(一部負担金の額)	○	○	×	×

3 条例施行日

平成20年4月1日

なお、新条例制定に伴い、現行の「さいたま市乳幼児医療費支給条例」は廃止します。